

第八 弥勒菩薩願ふ所に応へて奇しき形を示す縁

近江國坂田郡遠江里に、一の富める人有り。姓名許ならず。瑜伽論を写さむとして願を發して、いまだ写さずして淹しく年を歴、家の財やうやく衰へて生活を便無し。家を離れ筆子を捨て、道を修ひて柘を求む。なほ願を果さむことを願、常に懷に愁ふ。帝姫阿倍天皇の御世の天平神護二年丙午の秋九月に、一の山寺に至りて日を累ねて止住る。其の山寺の内に一の柴生立つ。其の柴の皮の上に忽然に弥勒菩薩の像化生る。時に彼の行者見て仰ぎ瞻、柴を巡りて哀び願ふ。諸人伝へ聞き、来りて彼の像を見る。或るいは彼の額を献り、或るいは錢と衣とを献り、乃至一切の財物を供上る。瑜伽論百卷を繕写し奉りて因りて齋会を設く。既に其の像、奄然に現れず。誠に知る、弥勒は高く卑率天の上に有りて願に応へて示れ、願主は下苦縛の凡地に在りて深く信ひて柘を招くことを。何ぞ更に疑はむ。

第九

閻羅王奇しき表を示し人を勸めて善を修はしむる縁

藤原朝臣広足は、帝姫阿倍天皇の御代に後に病身に墜り、身の病を差さむが為に、神護景雲二年の二月の十七日に、大和國菟原郡に真木原の山寺に至りて住みて八の斎戒を持つ。筆を取りて書き習はむとして、机に就きて暮に迄りて動かさず。侍者の童男睡眠れるなりと思ひて、驚かし動かし白して言さく「日没の時に寝る。故に仏を礼むべし」とまうす。然れどもなほ驚かす。強ひて押し振り動かせば、手に取れる筆を墮し、四の支曲屈りながら仰け仆れて氣せず。死にたるなりと訂賸て、従者悚怖る。擧り走りて家に帰り、親屬に告知らす。親屬聞きて喪殯の物を備く。三日を経て任きて見れば蘇甦りて居て待つ。風等問へば、答へて語はく「人有り。賢生ふること頗に逆へ、下には緋を著上には劍を著、兵を佩び柝を持ち、広足を喚びて言はく「闕急に汝を召す」といひて、敵を以て背を禦き、前に立ちて逼めて將く。先に一人を見、後に二の使を見る。之の中に我れを立てて追ひ急ぎ走り往く。往く前の道中に

せられた、とみえる。經紀天平宝字八年十二月二十八日条に滅刑の勅がみえるが、法均尼の謗言との関係は不明。本語群に十二月とあるのは、この勅に関わるのであらう。云迷う。幻覺を言ふことさういふ。云脚部、大腿部、を覆うもの。旅装または軍装とされた。親賢官かイメーション。他に例をみない。人面のごとき装束を有する行儀が存したか。觀音は忿怒形で考えられているのであらう。三原文明官其願禮天符玉指授時。山嶽の類が引つ提つて伸はされて打ち殺されようとするのと同様に、の意。頁上は敬師を示す。三長野集。中流(延喜式・刑部省)。三三この總領を人々に示したがる山嶽は自分の体験した觀音靈驗を語つたのであらう。

第八縁 今昔物語集十七・二十三・二十四に書承。一滋賀坂田郡。遠江里は未詳。二瑜伽師地論。百卷。玄奘訳。弥勒菩薩が公滅後に部史多夫(伊弉諾)より中印度の阿瑜陀國に降り無著菩薩のために説いた(瑜伽師地論一)とされる。五七六六年。四維木。柴と弥勒菩薩との関係は不明。其山寺内とあるのは堂宇内を意味するか。五忽然化生(觀彌勒菩薩上生兜率天經)、「忽然化生者、四生中最高勝故(觀弥勒上生兜率天經贊下)。六一俵の容量は不明。公私の運米は五斗を一俵とした(延喜式・雜式)。七郵写し装束すること(令集解・職員令)。八上卷十三縁。經卷を供養するために法會をおこなつたのである。

九弥勒菩薩の居処。または凡夫の境界。「苦縛は苦に繋縛されていること。離諸苦縛(名傳解脫)(妙法蓮華經・譬喻品)。「只爾凡夫(苦縛聖塔本義經下)という表現との関係は不明。第九縁 あやしき妻(三)の説話。地蔵菩薩は、本書では本説話のみに登場する。二未詳。本説話以外に所伝をみない。三七六八年。三奈原原字院郡。真木原山寺は所在不明。このあたりの原文は「至大和國菟原郡於真木原山寺」。「に」にと訓読しておく。四四上卷十三縁。五山中卷十一縁。六四呼称を(侍者)「従者」と称化させているもの(一)卿(おほとと)。棺を収めるもの。死屍は二重に覆われることとなる(一)卒(死者の口には含ませる玉)。香奩(香のとし)。香垂を運ぶ。火葬(火のとし)。燈明を運ぶ。縁衣(ふちころも)。兼道・赤藤(白布の纏帯・門前前に燃す火)がみえる。道紀神代下には、天孫降臨の實に因して佛にちて持頭頭者侍者着女・尸着・哭者・造續者・穴人者などの役割が与えられている。詳細は不明であるが、さまざまに物が使用されただのである。これらの準備のために時間がかかり、葬するのが遅れ、その間に凶は蘇生してしまつたのである。元妻を遺棄させる縁。三冥界とのかわり有する者はアカ采色のものを身につける。

断えて深き河有り。水の色黒繁く、流れずして沖く寂なり。塔を以ちて中に置
 けども、彼方此方の端に及ばず。前に立つ人言はく「汝此の河に没りて、能
 り躍きて見を放つ。四方に蝶を懸け、其の中に居る人面を觀えず。一の使
 走り入りて白して言さく「召して得て来れり」とまうす。告げてのたまはく
 「召し入れよ」とのたまふ。詔を奉りて召し入らしむ。蝶を奪きて問ひ
 て告はく「汝の後に立てる人を知るやいなや」とのたまふ。睨れば広足の妻
 懐任みて児を産むごとく得ずして死にたるなり。すなはち答へて白さく「是れ実
 に我が妻なり」とまうす。また告はく「此の女の思ふる事に依るが故に汝を召
 すなり。斯の女の受くべき吾は六年なり。之れが中に三年を受け、いまだ三年
 を受けず。今愁へて白さく「汝が児を孕みて之れに墮りて死ぬ。故に今残の
 苦を汝と俱に受けむ」とまうす。広足白言さく「我れ此の女の
 為に法華経を写し、講き読み供養して、受くる所の苦を救はむ」とまうす。妻
 白して言さく「妾に白すが如く修はば、忽に免し、還すべし」とまうす。すな
 はち女の白すに隨ひて告げて白はく「速に還りて疾に修へ」とのたまふ。広
 足詔を受けたまはりて、罷りて闕の門に至る。すなはち我れを召せる人を知

らむと念ひ、更に還りて白さく「御名を知らむと欲ふ」とまうす。爰に告げて
 のたまはく「我れを知らむと欲はば、我れは閻羅王なり。汝が國に地蔵菩薩と
 稱ふは是れなり」とのたまひて、すなはち右の手を下して、我が頂を摩でたま
 ひて告げてのたまはく「我れ印点せり。故に災に逢はず。速忽に還り住け」
 とのたまふ。彼の手の指の大なること十抱余の如しといふ。広足朝臣之くの
 如く語り伝へ、彼の死にたる妻の為に法華経を写し奉りて、講き読み供養し、
 福聚を追贈りて、彼の苦を贖救ふ。斯れ奇異しき事なり。

法の如く写し奉る法華経 火に焼けぬ緣 第十

牟婁沙弥は檀本氏なり。自度にして名無し。紀伊国牟婁郡の人なるが故に、
 字を牟婁と号ふ。沙弥は安謐郡の荒田村に住み、鬢髮を剃除り、袈裟を着、
 俗に即きて家を收めて産業を營造む。法の如く清淨りて法花經一部を写し
 奉らむと願を発し、專自書き写したてまつる。大小の便利ごとに洗浴み身
 を淨め、畫寫の筵に就きてより以還、六箇月を遡てすなはち繕写し畢り、供
 養の後に漆を塗れる皮篋に入れだてまつり、外の処に安かずして住める室の

一 前略を断り切つて。
 二 學行を運想させる。経ならぬ無用のものを讀
 寫した墨汁が冥界の河となつてゐるのである。
 三 細良。米迦梨本訓「モト」
 四 塔が阿蘭那に届かない。塔を橋として渡河しよ
 うと試みたのである。三「あとをふむ」の表
 記を讀「我」に變化させてゐる。
 六 冥界の王の女。三「金宮」上巻三十縁、「二隣
 閻宮」中巻五縁など、類似する。七 底本訓歌
 「深々アノスタス」。深は他に例をみない。
 「深々」深酒などの有難い字に由来する。
 八 たまふの「すたれ」の表記を「深々」に變化させ
 ている。九 上巻十縁には「今召汝者、依汝
 妻蒙申之事」とあつた。
 一〇 この數字が何を意味するのかは不明。
 一一 法華經を女人教路のための経と把握してい
 る。後代の地蔵菩薩發心因縁十五巻に特に「法
 花經」が言及され、其の河原地蔵和讃に妙法蓮
 華經方便品の「乃至摩訶薩、衆沙彌、公塔に
 懸つたと思はれる敘述を含むことより推せば、
 地蔵信仰と法華經とは親しい関係にあつた。
 三「或作閻羅王身二大方広十輪經・序品」。
 「閻羅王の名は知られてゐないが「地蔵菩薩」の
 名は知られてゐる」といふ口物である。本説話
 にみえる冥界「母、子、地蔵菩薩」といふイメ
 ージの結びつきは後代の地蔵説話にも継承され
 る。
 三 捺印したのである。冥報記下に、玉璽の
 實に捺印された印が冥界からの轉遷に際して
 通行手形の役割をはたすことが述べられる。広
 記三八一「波瑠には、再び罪を犯さないように
 と被に捺印され印をつけられた張瑠の蘇生が
 述べられる捺印されたのではなく、冥界で受
 けた傷が述べられる説話は、法苑珠林・海龍篇。

第十縁 今昔物語集十二ノ二十九に書來。
 二 原文「如法」法式にしたがつて寫経するこ
 と。下文に「如法清淨」とみえるように、身を
 清淨に保つための配慮が中心、詳細は不明。下
 文に河東轉行尼、所写如法經之功發願とみ
 える河東の轉行尼の説話は諸書に収録されて
 いるがいずれも「如法經」と明記されない。いま
 冥報記・上によつて尼の行ないを示すならば次
 のようである。寫経者は淨室に入る。沐浴し衣
 を着て禱する。淨室の壁を穿つて竹筒を通して
 音を聽く。法苑珠林・佛法篇感應縁にみ
 える靈顯説話中に「如法」の語がみえるのはあ
 り。いは、人浴して淨衣を着る。八歳を受けて淨室
 に入る。口に檀香を含む香を燒き、幡を懸け
 る。二 本詳。本説話以外に所伝をみない。統
 紀・天平神龜元年(天智)十月二十一日条にみえる
 紀伊國牟婁郡の朝野頭の本牟婁十嶋は同族か。
 三 和歌山田辺市、西牟婁郡、東牟婁郡、三
 重県牟婁郡、御野市あたり。
 六 和歌山県有田郡、有田市あたり。